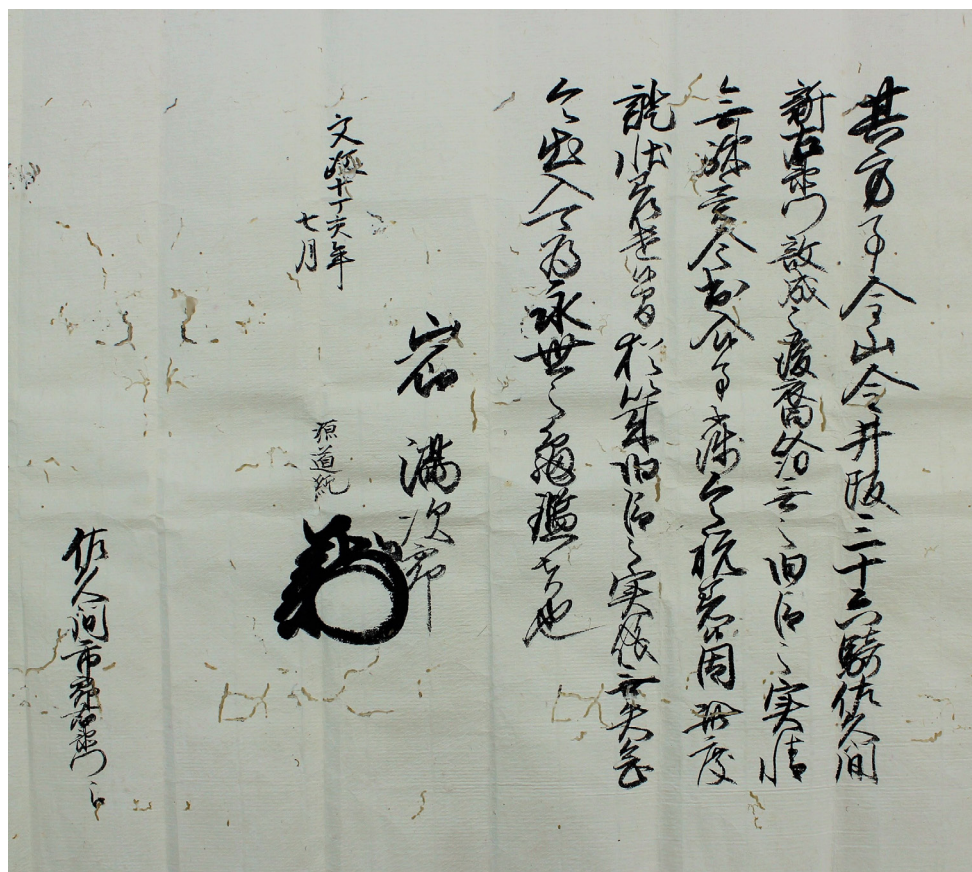


福島県史料情報

第53号 平成31年(2019)2月



文政10年7月付岩松道純証状（金山金井阪三十六騎後裔也）（佐久間成章家文書68）（料紙：大高檀紙）

新田岩松氏と金井阪三十六騎

寛政七年（一七九五）七月、森山村（現国見町）の佐久間成章は、上野国下田島村（現群馬県太田市）の旗本岩松義寄の屋敷で証状を拝領し、岩松家旧臣の金井阪三十六騎後裔と認められた。金井阪三十六騎は、下剋上の中で岩松家のため戦い陸奥国に逃れたとされる家臣である。証状拝領により、佐久間家は足守藩御用達拝命と苗字帯刀の獲得に至り、証状を家宝とした。現在は、代替わりに発給された文政五年（一八二二）二月付岩松道純証状・同年七月付岩松道純証状が伝わり、上図は後者の佐久間純重が拝領した「証状」（佐久間成章家文書六八）である。

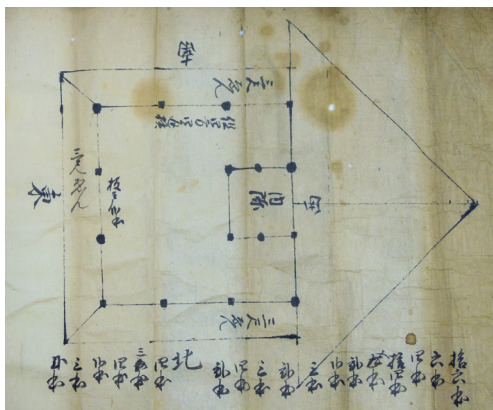
新田氏の血を継ぐ岩松氏のもとには、貴種の血筋との繋がりを求める者らが訪れている。彼らは、佐久間家のような旧臣の系譜を引く「由緒の者」や、「出入りの者」と認められることで、岩松家と結びつき社会的優位性を得た。その中には南奥州の者も多く含まれ、奥会津の石工・屋根屋などの職人も挙げられるが、その大部分は信夫・伊達両郡の名家である。そして、両郡での展開の端緒となったのが、佐久間家・桑折村稲村家・泉田村（現国見町）黒田家である。寛政期、稲村玄碩と黒田太郎右衛門が、それぞれ岩松家同血の金井阪三十六騎大將と、岩松家分脈里見姓に認められ由緒の者となると、三家が取次役となり由緒の者らを増やした。幕末期には、北半田村（現桑折町）吾妻家・桑折村山木家・山戸田村（現伊達市）八嶋家・小嶋村（現川俣町）高梨家・福島町日下家などが金井阪三十六騎の由緒の者となり、出入りの者と合わせ約四十家が岩松家と結びつき、浄土宗名越派無能寺が彼らをまとめた。なお、梁川町（現伊達市）の名家堀江家も、岩松家の家老から贅を貰って同家に接近しており、信達両郡の名家が新田岩松氏に注目していたことが窺える。（小野孝太郎）

大沼郡大谷村 薬師堂差図について

福島県内で国や県の重要文化財に指定されている建造物のうち、江戸時代の差図が残っている事例は幾つか知られている。これらは当時でも古く著名な建造物として、その時々

の公権力からも庇護されてきた。これに対して村の御堂のような建物の場合、差図が伝来している事例はそう多くはない。まして江戸時代前期のものとなると、大変稀少なものと

左図は、大沼郡大谷村（三島町大谷字堂免）にある薬師堂の差図で、元禄七年（一六九四）三月一日に作成されたものである。この薬師堂は古来よりあったが、大きく破損し、



大沼郡大谷村薬師堂差図
(部分、二瓶八郎家文書 399)

貞享元年（一六八四）の大雪のために押し潰された。そのため安置されていた薬師如来像は大谷村の曹洞宗大谿山圓福寺へ一時的に移し置かれたのであった。そこで、元禄七年春に御堂を元々の場所へ以前のように再建しようと大谷村郷頭・肝煎・百姓代・地首などが連名で田島代官所へ願い出たのである。

この薬師堂は三間四面よりなる宝形造の御堂で、内陣の位置から東向きに建っていたことが分かる。この差図は、上から見た平面図と東（正面）から見た屋根部分が組み合わせて表現されている。建物に用いられる部材は松木八十一本で、その不足は雑木で代用し、これらは田島代官所の許可を得て、浅岐村（三島町浅岐）内の山之内箱沢より調達する予定であった。浅岐村は、大谷川の主流に位置し、大谷村の南に隣接していた村である。

柱は十六本で、長さは一丈三尺、末口は三尺丸であった。三間の縁桁は三本で、三尺の縁は北・東・南に廻らされ、西側にはない。

御堂の内陣には木造薬師如来像が東を向いて安置されていたとみられる。『新編会津風土記』によれば、この御像は廃寺になった大同山源道寺の本尊であったと伝えている。薬師堂は、江戸時代後期には圓福寺の支配下にあった。
(渡邊 智裕)

近世の女性と湯治の旅

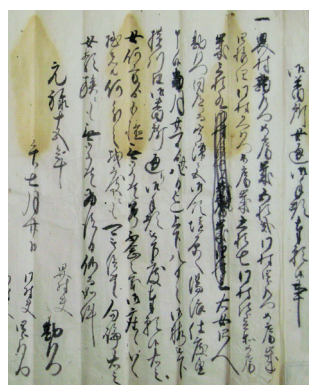
江戸幕府は、関所で「入鉄炮に出女」を厳しく取り締まった。諸国の番所でも女性の取り調べが行われ、会津藩の口留番所では、特に領外へ出る女性を厳重に改めた。取り締まりは女性にとつて大きな負担であったが、女性は進んで湯治・参詣の旅に出掛けていた。

元禄十五年（一七〇二）七月二十日、会津郡界村（現南会津町）勘左衛門らが、妻らの湯治の旅に要する女通手形（通行許可証）の発行を願い出た。「御番所女通御手形奉願候事」（斎藤兵平家文書四四三）には、湯治を望んだのは同じ五人組の家長の妻ら四名で、年齢は三十九・四十四・五十二・六十七歳とある。勘左衛門同行で塩原温泉（現栃木県那須塩原市）を目指し、翌二十一日発・二十八日着の八日間の行程である。途中で横川口留番所（現栃木県日光市）を通るため、手形が必須であった。本書は控だが、和泉田組郷頭の奥書きもあり、手形発行と湯治の旅は許されたとみられる。

次に、彼女らの湯治のあり方を考えたい。当地方の生活を記した「風俗帳」（馬場新家文書（その二四四三））に、八月中旬に早稲を刈り取り、八月末・九月上旬に中稲を刈り

取るとあることから、彼女らが農繁期前に湯治したことが分かる。そして、時期・道程・年齢層を鑑みると、実際の湯治日数は三泊以下である。治療目的に七日単位の入湯が好まれたことに比べると、彼女らの湯治の期間は短い。また、参加者が五人組の家長の妻のみである点からは、彼女らが病氣・怪我に苦悩し、温泉に治療を希求した姿を見出せない。むしろ彼女らの湯治は、気心の知れた間での気楽な湯治であり、総合的にみると骨休めの湯治である。

最後に、元禄七年六月晦日付「御番所女通御手形奉願候事」（斎藤兵平家文書四四二）によれば、以前にも同文面の願書が界村から出され、別の女性らが同時期・同温泉地・同行程で湯治している。併せてみると、しばしば保養のために塩原温泉へ湯治していたことも想像される。近世の湯治を明らかにする上で、こうした女性の湯治や農閑期の保養目的の湯治の事例を丁寧に拾い上げていく必要がある。
(小野 孝太郎)



「御番所女通御手形奉願候事」
(部分) (斎藤兵平家文書 443)

名主の交代と文書の引継

江戸時代の村々では、名主（庄屋・肝煎とも）が最高責任者として、村の行政をつかさどっていた。その選び方は、地域によって異なり、同じ家が代々世襲する場合や、複数の家が一年あるいは数年ごとに交代することもあったが、いずれにしてもその村の有力な農民がとめるのが一般的であった。

名主の仕事は領主からの命令の周知徹底や年貢の徴収など多岐にわたり、その過程では、多くの文書が作成された。それらは今日で言うところの行政文書にあたるが、当時は村役場といったものではなく、名主の自宅で業務が行なわれたため、同一の家が江戸時代を通じて名主を務めた場合は、その家に伝わった古文書のなかに村政に関する文書が含まれることになる。

一方、複数の家が交代で名主をとめる場合は、その都度、村政に関する文書を引き継いだ。そのため、たとえば伊達郡森山村（現在の国見町森山地区）では、文政元年（一八一八）の名主交代時に、引継文書の一覧（「役元帳面諸色引渡シ帳」、森山区有文書四〇八）が作成されている。この場合、引き継がれた文書は村の共有物（のちの区有文

書）となり、名主家の文書とは区別して管理がなされた。

森山村の例をあげれば、検地帳や年貢割付状などの土地・年貢関係、人別改帳や五人組帳などの戸籍関係、御用留帳、絵図ほか村の支配に関する文書が中心である。変わったところでは、年貢の計算に必要な枡や算盤、文書を保管するための箆笥も含まれている。

その後、これらの引継文書は時代とともに増加し、現在の森山区有文書となるわけだが、実際には右の一覧に記されていない種類の史料も多数存在している。他方で、村人にとってほとんど残されていない。これらが森山村でどのような管理をなされていたのかについては、村の運営をめぐる問題として引き続き考えていきたい。

（山田 英明）



役元帳面諸色引渡シ帳
（森山区有文書 408）

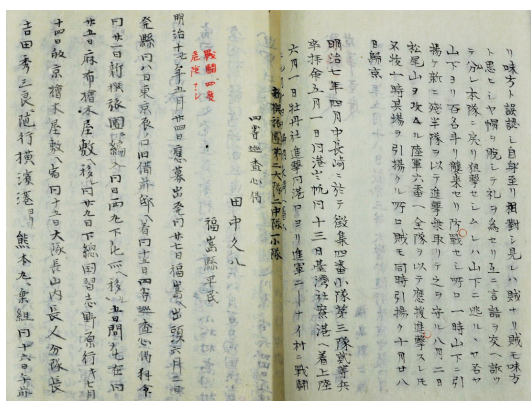
西南戦争「戦闘履歴」 豊後口警視隊の戦い

前号で、明治十年（一八七七）の西南戦争に出征した、別働第三旅団に所属する巡査の記録を紹介したが、今回は豊後口（後続）警視隊の記録を紹介したい。

西南戦争の主戦場となった熊本付近の戦い以外に、大分から阿蘇方面でも戦闘が没発している。阿蘇方面では、この時期薩軍との戦闘以外に農民一揆の鎮圧にあたる部隊が必要となり、最初の部隊は、二月二十三日北九州に上陸し、陸路大分に入り、阿蘇地方の一揆の鎮圧と熊本方面から勢力を伸ばす薩軍との戦闘にあたった。旧会津藩家老の佐川官兵衛は、この部隊の一番小隊長として従軍していたが、三月十四日の黒川口での激戦で戦死している。部隊は、この後熊本で別働第三旅団の第五大隊として、再編成されている。

その後、五月十二日に手薄になった大分県地方に薩軍が侵入し、竹田市が占領されるに至り、豊後口後続警視隊が大分市の東方に上陸し、陸軍とともに薩軍と戦闘している。

この部隊には、福島県ゆかりの旧会津藩士も、参加している。以下で、一番小隊長の一等警部補日野重晴（旧名松坂鯛二）の記録を紹介する。



『戦闘履歴』（明治・大正期の福島県庁文書 1811）
（右丁：日野重晴の戦闘記録）

（前略）七月十三日丸市尾峠ノ賊壘ヲ進撃之ヲ採ル、同十四日我カ半隊ト陸軍ノ兵二小隊ト合シ、スタヲ山ニ登レハ町ヨリ式丁来リ隔山ノ中腹ニ四名ノ哨兵アリ、味方ト誤認シ自身至リ相對シ見レハ賊ナリ、賊モ味方ト思シヤ帽ヲ脱シテ札ヲ為セリ、互ニ言語ヲ交ヘ訴テ分レ本隊ニ戻リ、狙撃セシムレハ山下ニ逃ルルヤ否ヤ山下ヨリ百名余リ襲来セリ、防戦セシ同口一時山下ニ引揚ケ新二残半隊ヲ以テ進撃、乗取リテ之ヲ守ル（後略）

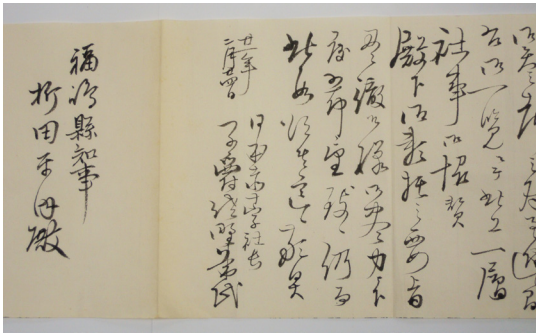
七月十四日の大分・宮崎県境付近の戦闘で、敵兵を誤認し帽子を脱いで互いに挨拶し言葉交わした様子が記録されており、戦場の一端を垣間見ることができる貴重な資料となっている。

（藤谷 誠）

日本赤十字社 福島県委員部の設置過程

今年は、明治二十二年（一八八九）六月二十日に日本赤十字社福島県委員部が設置されてから一三〇周年を迎える。委員長は福島県知事の山田信道が委嘱され、事務所は福島県庁内に置かれた。これは、委員長が府県知事、委員副長が府県書記官という原則に倣ったものである。

福島県委員部が設置される以前の日本赤十字社本社と福島県との交渉過程を伺い知ることのできる資料が明治・大正期の福島県庁文書に編綴されている。それは「赤十字社書類綴」と題されたもので、明治二十年六月十七日から同二十一年九月



明治 21 年 2 月 24 日付佐野常民書状
(部分、明治・大正期の福島県庁文書 521)

十二日までの起案・手紙・日本赤十字社の刊行物などが綴られている。

図版は、明治二十一年二月二十四日に日本赤十字社長佐野常民から福島県知事折田平内宛に出された手紙である。佐賀藩出身の佐野は、西南戦争最中の明治十年五月に博愛社を創立し、同二十年五月にこれを日本赤十字社と改称し、初代の日本赤十字社長に就任した。また、薩摩藩出身の折田は、明治十九年七月十九日から同二十一年十月四日まで福島県知事の職にあった。

手紙の内容は以下の通りである。佐野が折田に対して、二月十日に日本赤十字社本社へ招請したが、都合により会えなかったことを詫言した。別に添付した日本赤十字社総裁小松宮彰仁親王殿下の御演説書やその他の書類をご参考のために送付するので御一覽いただき、日本赤十字社の活動に対してさらなる御協賛を願いたい。また、殿下の趣旨が貫徹されますようにご尽力をお願いしたい。同年七月十五日に磐梯山が爆発して未曾有の災害となり、災害救護のため日本赤十字社から医療救護班三名が迅速に現地入りした。これが日本赤十字社による最初の平時救護であった。翌年六月二十日には日本赤十字社福島県委員部が設置され、同二十七年一月二日に同社福島支部と改称されたのである。（渡邊 智裕）

歴史資料館の一年

館内の展示関係では、収蔵資料展を三回開催しました。四月二十一日から八月十九日まで、戊辰一五〇年「村人たちの戊辰戦争」と題して、当館収蔵資料から地域社会の人々が戊辰戦争にどう関わったかを紹介しました。九月八日から十二月二十四日まで、只見線復旧応援「奥会津の古文書」と題して、三島町・金山町・昭和村に関する収蔵古文書から山村の生活実態を紹介しました。一月十九日からは、新公開史料展を開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第四十九集に採録した「森山区有文書」、「佐久間成章家文書」と「國分泰雄家資料」を紹介しています。（三月二十四日まで）

館外の展示関係では、只見町河井継之助記念館と会津只見考古館で「奥会津の古文書」展を八月三十日から十一月四日まで、福島県立図書館で「村人たちの戊辰戦争」展を十一月二日から十二月五日まで開催しました。

古文書講座は七月十四日、二十一日、二十八日、八月四日の四回実施し、テキストには戊辰戦争に関係する史料を使用しました。

地域史研究講習会は、六月三十日に開催し、当館の学芸員の他、東京

大学の箱石大先生と東北大学の栗原伸一郎先生をお招きし、戊辰戦争に関連するご講演をいただきました。

フィルム上映会は、六月十六日、八月二十五日、十月二十七日の三回開催し、ドキュメンタリー映画「春よこい」などを上映しました。

講演会では、福島市（三回）、いわき市、大玉村で開催された講演会に当館学芸員を講師として派遣し、計五回の講演を行いました。

収蔵資料の整理も継続して実施し、本年度は西白河郡の史料を中心に採録し、三月末に収蔵資料目録第五十集を刊行予定です。

この他、博物館実習生として、八月・九月に計九名を受け入れ、六日間亘って実習を実施しました。

また、日常の収蔵資料の閲覧業務では、一月末現在で、約二四〇〇点の資料について、約七百件の閲覧申請がありました。

福島県史料情報

第 53 号 平成 31 年 2 月 25 日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <http://www.history.fcp.or.jp>

E-mail history@fcp.or.jp